

議案第61号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月1日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、松阪市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

松阪市長 竹上 真人

記

松阪市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

（松阪市国民健康保険税条例の一部改正）

第1条 松阪市国民健康保険税条例（平成17年松阪市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

（松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年松阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定を次のように改める。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第23条第1項の改正規定中「キからケまでに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。